

# 経済的支援

- ・ 福岡在住 <https://www.fcif.or.jp/information/living/pregnancy-and-birth/>
- ・ 母子健康手帳情報支援サイト <https://mchbook.cfa.go.jp/>

## 出産関連費用の支援（出産育児一時金）

健康保険の被保険者、または被保険者の被扶養者である配偶者が出産すると支給されます。一児につき50万円が支給されます。産科医療補償制度対象出産ではない場合や、妊娠週数12週以上22週未満の出産（死産・流産含む）は48万8千円の支給されます。国民健康保険や共済組合など他の健康保険でも同様の出産一時金が支給されます。

## 子ども医療費支給制度

赤ちゃんが生まれたら、すぐに公的医療保険（健康保険、国民健康保険など）に加入し、「子ども医療費助成」を受けましょう。子どもの医療費の助成を受けるには「子ども医療証」が必要です。詳しくは、勤務先または区役所の健康保険年金課にご相談ください。

## 育児休業給付金

雇用保険に加入し、1歳（一定の要件を満たす場合は1歳2カ月、一定の加算要件を満たす場合は1歳6カ月または2歳）に満たない子を養育するために育児休業を取得し、所定の条件を満たした場合、ハローワークに申請することで育児休業給付金が支給されます。（最初の6ヶ月間は休業開始前の賃金の67%相当額、その後は休業開始後の賃金の50%相当額）

## 児童手当

児童手当は、中学校卒業まで（15歳の誕生日の翌日から3月31日まで）の児童を養育している人に手当を支給する制度です。児童手当の申請は、お住まいの区役所の子育て支援課で行ってください。

